

## 都市計画税条例改正の要旨

富士見市都市計画税条例の一部改正

## 附 則

## 第18項

地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）の改正により、引用する適用条項を改正するもの。

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第18項 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第18項 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>